申請業務

支所窓口事務

## 下関市会計年度任用職員登録申請書

				令和7年 12月	∃	1日 現在		
フリガナ		シモノセキ	ハナコ	DIE / 12/	J	1 1 30 1	1	縦5cm以内
氏名							1	横4cm以内
		下関	花子					撮影したもの
生年月日		1 1/2/	10 1		1		╢	
昭和	つ〇年	11月 15	5日 (	満 〇〇歳)		男(女)		
フリガナ	シモノセキ	シ ナベチョウ					電	話
現住所	〒750−	8521						
-	下関で		090-0000-0000					
フリガナ							<u> </u>	話
連絡先	₹		( Į	見住所以外に連絡を希望	する		<b>4</b> ₹ <del>1</del>	は2世会は
	<b>勤務を希望するエリア</b> 							
	勤務で	きる勤務場	所すべて	こに <b>√</b> してください。		選択肢①山陰エリア②		陽エリア③彦島
勤務地	□ しいる	<b>ずれでもよし</b>	\	本庁管内	П		П	,豊田総合支所管内
				豊北総合支所管内				)
				 てに <b>ょ</b> してください。		'		
雇用期間		(3会計年)	П	その他				
	· ·	(任期更新				半年以内		( )
勤務日数	登録したい1週間の勤務日数すべてによしてください。							
								,週2日以内勤務
	登録したい1日の勤務時間すべてにとしてください。							
勤務時間	<b>□</b> ,1 E	17時間45%	П	,1日4時間以内				
取得年月			'		<sub>,</sub> 1日5時間 		1	
H3	1	普通自動	計亩名			, , , iii		
110	<u>'</u>		#J <del>-1-</del> JCF	11 4215				
	İ							
	<u> </u>							
	<u> </u>							
※下関市整理欄								_

年	月											
H2	3	山口県立〇〇高等学校 卒業										
112		四十八五〇〇四寸1八	, TA									
				ききれない場合は、欄に								
				囲で直近までの職歴を記 さい。下関市役所での勤								
				ある場合は直近5年間の								
年	月		任用につ 	いて記入してください。								
H2	4	株式会社〇〇入社	<del></del>									
H8	3	株式会社〇〇退社										
H31	4	下関市役所△△△課 会計年度任用職員										
R4	3	下関市役所△△△課 会計年度任用職員 退職										
				希望する勤務時間帯や、事前に								
	<del> </del>			たいこと、自己PRなどがあれば ご記入ください。(任意)	、、こ日田に							
	!											
本人記入欄	( 志望重	b機や勤務時間その他についての希望 	があれば記入									
例1)前職で額	窓口や約	総務の経験があるので、電話対	応や窓口業	務、PC操作は問題ありません	<b>7</b> o							
例2)9時から	16時	きでの勤務を希望します。										
例3)8時半か	<b>から17</b> 間	寺15分までの間、どの時間帯で	も勤務でき	ます。		_						
				ー チェックは自己申告ですので	、ご自身の判断	i l						
最も当てはまるものに図を入れてください。 基準で構いません。												
◆庁内シスラ	テム(文	書システム) ※下関市役所で	<u></u> 勤務したこと	かない	↓末経験に☑して	くんぎる						
□未経験		・ 種メニューを単独で操作できる	☑簡易な	操作はできる 口自信がない	□全く使えない	١						
◆庁内システ	テム(財	務システム) ※下関市役所で	勤務したこと	がない方、使用したことがない方に	は未経験に☑して	こくださ						
☑未経験	: 口名	↑種メニューを単独で操作できる	口簡易な	操作はできる 口自信がない	□全く使えない	١						
◆パソコン損	作(ワ-	<b>ード・エクセル</b> ) □得意である	☑一般的な	は操作はできる 口自信がない	ハ 口全く使えた	ぶい						
◆電話対応	口得	意である ☑問題はない・やって	てみたい [	]苦手である 口別の業務を希望	望する							
◆窓口対応	□得	意である ☑問題はない・やって	cみたい C	]苦手である 口別の業務を希	望する							
-												

## (汪蒠事項)

- 1. 次の各号の一に該当する場合は、申請できません。
- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 業務の性質上資格・免許を要する場合においては、当該資格・免許を有しない者又は有しなくなった者
  - ※このいずれかに該当することが判明した場合、本人から取消しの申し出があった場合は、登録を取り消します。 また、登録の内容に偽りがあった場合は、登録を取り消すことがあります。
- 2. 登録の注意点
- (1) この登録は採用を保証するものではありません。
- (2) 登録した旨の通知等はいたしません。
- (3) 提出いただいた申請書の返却はいたしません。
- (4) 登録の有効期間は、登録した日の翌年度末(3月31日)までです。